

# 国語の表記史と森ノ内遺跡木簡

稲岡耕 二

## 一 森ノ内遺跡第2号木簡

昭和六十年十一月、滋賀県野洲郡中主町西河原森ノ内遺跡から一枚の和文の木簡が出土した(第2号木簡)。普通に見られる役所の届とか荷物の付札、行政上の通達文のようなものでなく身分の低い官吏の書簡で、天武朝のものらしいと推測され、最古の和文の手紙として注目を浴びた。縦四十一センチ、横三・五センチ、厚さ二ミリの短冊型木簡で、表と裏に合わせて五十字近い文字を記したものである。

翌十二月木簡学会で配布された資料と、『木簡研究』第八号、『中主町文化財調査報告書』第9集および『同』第12集では、文字と訓読に若干の相違が認められる。赤外線テレビによる確認を経た最新の情報を掲載するのは、『中主町文化財調査報告書』第9集(昭和六十二年三月発行)と判断されるので、左にその文字面を掲げることにする。

(表) 棕<sup>(直)</sup>□□之我<sup>(往)</sup>□<sup>(不)</sup>稻者馬□得故我者反来之故是汝卜了  
(裏) 自舟人率而可行也 其稻在處者衣知評平留五十戸且波博士家

『同報告書』第9集の木簡の項の訓読によると、  
(表) 棕<sup>直</sup>□□(ふ、す)。我が□□(きし)稲は、馬を得ざるが故に、我は反り来たる。故是に汝卜部、  
(裏) 自ら舟人率て行くべきなり。其の稲の在<sup>ありか</sup>處は、衣知<sup>えちのこほりへる</sup>評平留<sup>まへ</sup>五十戸の且波博士の家ぞ。  
となる。

表面の文字のうち、二字目は「百」のように見えないこともないが、「直」と「釈読するのが最も適当であろう」と言う。「直」の草体にこれに近い形があつて、「署名用に特にくずした文字と考えられなくもない」そうである。また、三字目の人偏は確かだが、隣の部分は折れて三つに分れているので不詳。六字目と七字目は、「持往」だとすると「反来」と対をなすと考えられる。十字目は

「馬」に間違いないようで、その次の文字は「不」と読むよりほか仕方のない字形と言う。<sup>(2)</sup>

三字目を「傳」もしくは「傳」とすれば、「掠直伝ふ」とか「掠直傳ふ」といった書き出しの手紙文が考えられる。内容は、掠直が持ち帰るはずの稲を、馬が手に入らなかったので手ぶらで帰って来たということらしい。なお、六字目を「持」と訓む可能性は乏しいようで、文字の見取図によっても、そのことは確かめられる。したがって、不明な部分を含むのであるが、木簡の表面の文意はほぼ右に記したことに近いと思われる。

裏面は比較的に明瞭で、文意も把握し易い。掠直から卜部に対して、平留里の旦波博士（ふびと）の家にある稲を舟人を連れていって運ぶように指示しているのである。

旦波博士は倭漢氏の系統で、掠直も倭漢直の枝氏だから同族の系譜をもつ。旦波博士の家のあるのが平留五十戸で、これは現在の彦根市の東南部、東海道線の稲枝駅付近から湖畔までの地に相当するらしい。その平留五十戸に近い田から得られた稲を運ぶように卜部氏の男性に依頼したわけで、近江の卜部が亀トを専業としていたであろうことは想像されるが、掠直との関係は詳らかでないようだ。

右の森ノ内遺跡の第2号木簡発見の意義に関し、『中主町文化財調査報告書』第9集には、次の五つの点を掲げている。

1 都以外の地で、天武朝中期と推定できる文書木簡が初めて出

土したこと（伊場遺跡には年代不詳の文書木簡が一点あるが、ほとんど読めない）。

2 都の文書木簡は官衙間・官人間の公務に関するものがほとんどである。第2号木簡の場合、近江国宰が駐在した大津市瀬田から中主町まで移動していると思われるが、当時の通信手段がわかる。中央政府はもとより地方官衙にも、このような木簡を持ち運ぶ人が常時待機していたのであろう。

3 漢文の中に一部和文をまじえた七世紀後半の資料は、金文の他に藤原宮址の文書木簡がある。しかし全文が日本語のシンタックスで書かれた天武朝以前の資料は、六五〇年頃の法隆寺広目天・多聞天の造像銘、東京国立博物館蔵辛亥（六五二）年銘観音菩薩立像台座銘、六八一年の群馬県高崎市山名町の山ノ上碑など、ごく限られている。木簡としては初めての資料である。第2号木簡の発見によって、天武期以前の和文体の資料が追加された。

4 後世いうところの私文書ではなく官人が出したものであろう。しかし個人から個人へあて、卜部が住む土地のことではないことを指示している。国家の機関から機関への公務の指示ではありえない。しかも内容は使者の伝言で足りる簡単なことである。

天武朝中期の個人間の文書はきわめて珍しい。

5 評・五十戸の資料が追加されたこと。

表面の「掠直」の「直」という字が推定されることによって、倭漢直ら一同に「連」の賜姓があった天武十一年（六八二）以前であろうと、この木簡の書かれた時期について下限を設定することが可能である。それと同時に、評に所属する住民を一律に五十戸に編成するのは、庚午年（六七〇）に始まる全国的な戸口調査の完了した後、天武四年（六七五）ころから同十一年（六八二）ころまでの間と考えられる。年次のわかる木簡における「里」の初見は六八三年であって、「五十戸」の表記もこの時期に独特のものである可能性がある。

天武期中期に右のような和文の書簡が、身分の低い役人の間で交わされていた事実から、さまざまなことが考えられるだろう。

最古の和文資料として知られているのは、法隆寺二天造像銘、辛亥年銘観音台座銘などであり、これに群馬県八幡村大字山名（高崎市山名町）の山ノ上碑文を加えることができる。

つまり遅くとも七世紀の中葉には漢字を用いてやまと言葉の語順のままに記してゆく和文の表記が可能であったことを確かめうる。

和文の表記史については、『万葉表記論』および『万葉集の作品と方法』などに、すでに記したことがある。四つの段階に分けて考えるならば、

第一段階 純粹の漢文が、渡来人によって書かれるのみの時期。

第二段階 総体的に漢文風を維持しつつ、固有名詞の一部を日本語の発音に従って仮名で記入した時期。

第三段階 漢文の格を崩し、日本語の語順のままにこれを写しとろうとする表記の現れる時期。

第四段階 助詞・助動詞の表記が綿密になり、「宣命大書体」に相当する新しい表記の様式を生むに至る時期。

となる。このうちの第三段階にあたる資料が、前記の二天造像銘や、山ノ上碑文と言ってさしかえないだろう。これらは和文とも言っても助詞や助動詞の大部分を文字化していない。たとえば山ノ上碑文は、

佐野<sup>サノ</sup>三家<sup>ミヤ</sup>定賜<sup>サダメ</sup>、健守<sup>ケンシュ</sup>命<sup>ミコト</sup>、孫<sup>ムスヒ</sup>黒売<sup>クロウリ</sup>刀自<sup>タリジ</sup>、此新川<sup>コノカハ</sup>臣<sup>ミコト</sup>、兒<sup>コ</sup>斯多<sup>シタ</sup>、弥足<sup>ヤシク</sup>尼<sup>ニ</sup>孫<sup>ムスヒ</sup>大<sup>オホ</sup>兒<sup>コ</sup>娶<sup>ムスヒ</sup>生<sup>ナマ</sup>、兒<sup>コ</sup>長利<sup>チカリ</sup>僧<sup>ソウ</sup>、母<sup>ハハ</sup>為<sup>ナリ</sup>記<sup>キ</sup>定<sup>サダメ</sup>文<sup>フミ</sup>也<sup>ナリ</sup>。放光<sup>ハツクワウ</sup>寺<sup>ジ</sup>僧<sup>ソウ</sup>。

であって、原文の右に片仮名で傍書したとおり、漢字を表意的に利用するだけでは記しえない語が多い。傍書の中には動詞の語尾も混入しているが、それを除いてもかなり多くの助詞や助動詞が残る。漢字を仮名として利用し、付属語を書き添える方法が見出されなければ、真に漢字仮名まじり文の祖と言わなければならないのである。

年代のほぼ確実に推定しうる資料として、付属語表記のある和文を求めると、藤原宮址出土の木簡があげられる。

(表) □□止詔大□□乎諸聞食止詔□□

(裏) □□御命受止食国之内憂自□□<sup>(8)</sup>  
と書かれたものや、

(表) 詔大命乎伊奈止申者

(裏) 頂請申 使人和□

とあるものなど、付属語の「乎」<sup>(4)</sup>「止」を小字とせず実質語と同大に記す宣命の文で、こうした書き方を宣命大書体と呼んでいる。同所出土の木簡の紀年は、持統八年(六九四)から和銅三年(七一〇)までに集中しているので、右の宣命もそのころのものと判断される。

七世紀の末から八世紀初頭にかけて辞(助詞・助動詞)と詞(体言・用言など)を同大に記す和文表記が行われていたことを、これらの木簡によって確認することができる。先に記した第四段階である。

右に例示したような銘文・碑文および宣命木簡によって、和文表記の歴史をおおまかに辿ることができるが、これに森ノ内遺跡の木簡を加えると表記史はいっそう厚味を増すに違いない。

すなわち造像銘の類はその性質上、どれほどの一般性を認めることができるか疑問を残すだろう。碑文の方が広い流通を想像させるとは言っても、中央の、大和の状態を推定するには上野国(群馬県)の碑文では遠すぎる感じがある。同じころ大和国ではさらに進んだ和文が一般に流通していたのではないかと想像することも不可能ではない。

森ノ内の第2号木簡は、そうした想像に対して、天武朝における和文の一般的な水準と見られるかたちを具体的に示した点で重要な意義を持つと思われる。下級官人の間の通信文だから、流通の底辺

や広がりを見推測させるのである。このような書式の〈読み〉〈書き〉が、天武朝の中央官人層に滲透していたことを確認させたのは、第2号木簡の何物にも替えがたい価値であろう。

## 二 天武朝の和文表記と人麻呂歌集

天武朝の中央官人たちの間に流通していた和文の水準を、森ノ内の第2号木簡から推定しようのであるが、これと関連して想起されるのは、『万葉集』とくに人麻呂歌集の表記である。

『万葉集』には『柿本朝臣人麻呂歌集』所出歌三六〇首余りを含んでいる。その過半の二一〇首は、山ノ上碑文や森ノ内遺跡第2号木簡と同様に、助詞・助動詞の大部分を文字化せず、体言・用言の羅列に近い書き方を見せる。たとえば、

恋事 意追不得 出行者 山川 不知来(二四一四)

春楊 葛山 発雲 立座 妹念(二四五三)

など。『万葉集』内では珍しい、字数の極端に少い歌である。三十一音の歌が、十四字あるいは十字で記されている。同じ巻十一の歌でも出典不明歌(人麻呂歌集歌・古歌集歌以外の作者未詳歌をこう呼んでいる)の場合は、

わがもこが われをおくると  
吾妹子之 吾呼送跡 白細布乃 袂漬左右二 哭四所念(二五一八)

奥山之 真木乃板戸乎 押開 思恵也出来根 後者何將為 (二五  
一九)

のように二十字を超える字数で書かれて、鮮やかな対照を見せる。

人麻呂歌集に右のような特殊な書式の歌が多数収められているのは何故か、江戸時代以来、多くの歌人や研究者が頭を悩まして来た。

契沖はこれを人麻呂歌集本来の文字面であったと考え、「簡古」の二字にその特徴を要約したが、賀茂真淵はこれを「詩体」まがいの書き方であると言い、漢詩好きな奈良朝の人のしわざに違いないと考えた。こうした判断のずれは、明治以後の研究者にも引き継がれている。斎藤茂吉の「手控」説も、神田秀夫氏の「馬上体」説、橋本達雄氏の「慣用句」説も、特殊な表記の生まれた理由を推測したものであり、人麻呂自身の記したものとすると点では共通するのだが、そのほかに、後藤利雄氏のように、特殊な書き方の歌を人麻呂から切り離して考えようとする説もあった。

しかし、前節に触れたとおり、天武朝以前の和文は、付属語を文字化することの極端に少い「古体」(略体)の表記であったと思われる。助詞・助動詞を音仮名で補い記し、ことばのはしばしまでを明確に表わす和文は、まだ書かれていなかった。

そうした表記史的視点に立って『万葉集』を眺めると、もっとも古い表記の特徴を保存していると思なされるのは人麻呂歌集の注記をもつ部分で、とくに阿蘇瑞枝氏の「略体歌」と仮称した歌群には、

「古体」のおもかげを見る。「人麻呂」は、自分の歌だから簡略な、メモ的な記し方をしたわけではなかったし、また慣用句が多いために付属語を省略して記したというわけでもないだろう。「略体」と呼ばれるこの表記こそ天武朝における一般的な書き方であった。

わたしが「略体歌」を『万葉集』の中でもっとも古い表記の特徴を保持している部分だと判断したのは二〇年あまり前のことに属する。まだ森ノ内木簡は発掘されていなかったから、大宮人たちが一般にどんな和文を記していたかわからなかったし、想像に頼るほか術がなかった。法隆寺の造像銘や山ノ上碑文によって推定される和文の水準を、人麻呂の時代の普通の和文であったらうと考えることと、人麻呂歌集と人麻呂作歌は人麻呂自身の記した文字面をほぼそのまま保存していることを確かめることが、わたしの判断の柱となっていた。そのことは『万葉表記論』に詳述したとおりである。ここに繰り返すことは避けたいと思うが、二、三の点を摘記しておく。

人麻呂歌集には、付属語の大部分を文字化しない「略体歌」とともに、藤原宮址出土木簡の宣命のように音仮名を混じえた書式の「非略体歌」をも含んでいる。後者はたとえば、

天漢 安渡丹 船浮而 秋立待等 妹告与具 (二〇〇〇)

という巻十の七夕歌や、

塩気立 荒磯丹者雖在 往水之 過去妹之 形見等曾来 (一七

という巻九の紀伊国歌などに見える。

注目すべきことは、「非略体歌」と阿蘇瑞枝氏の名付けた歌群においても、必ずしも一〇〇パーセント付属語を文字化しているわけではない点であろう。一首平均にすると、一個ないし二個ずつの文字化されない助詞を含んでいる勘定になる。これは『万葉集』の訓字主体表記の短歌一般の書き方に照らしてみると、多過ぎる数値であり、同じ巻の人麻呂歌集以外の歌と比較すると、「非略体歌」の数値がそれらの倍以上になっていることがわかる。すなわち、巻七・巻九・巻一〇・巻一一・巻一二の各巻において、人麻呂歌集の「略体歌」はもちろん「非略体歌」も特別の表記群であることが明らかにになる。

右のような調査によって、人麻呂歌集の特性が浮き彫りされるとともに、「略体歌」と「非略体歌」の連続性も確かめられるだろう。しかも両者の連続性は、文字化されぬ助詞を概観する視点から、さらに個々の助詞に即した調査へと目を移して見ると、いっそう画然とするようである。たとえば「略体歌」と「非略体歌」とに共通するいちじるしい特徴を人麻呂関係歌以外との対比によって指摘すると、主格の助詞「ノ」「ガ」と目的格の「ヲ」をあげることができる。いずれも文字化されぬ割合がいちじるしく高い。<sup>(9)</sup>ことに「ガ」は、『万葉集』内の非文字化の例のすべてを人麻呂歌集が独

占しているほどに見える。その点においても「略体歌」と「非略体歌」とは連続的であって、断絶の関係にはない。

主格の「ノ」「ガ」、目的格の「ヲ」と言えば、漢文ならば語順によって決定する格表示であり、文字化されないのが一般だろう。人麻呂歌集の「略体歌」はもちろん「非略体歌」にもそれらの文字化されぬ率が高いのは、人麻呂歌集表記の漢文との親しさを示している。

連続性や漢文との親しさは、文字化された助詞の検証からも浮かび上がる。たとえば限度を表現する助詞「マデ」は、人麻呂歌集「略体歌」では「及世」「及失」のように、時間的限度をあらわす場合も、行動や状態の程度を極限的にあらわす場合も、すべて「及——」という漢文式の反転表記によっている。「マデ(ニ)」の意味の細かい区別をせず、漢文の形をそのまま利用しているわけである。

右のような「マデ」の表記は、「非略体歌」にも受け継がれ、「及雲隠」「及何時」のような空間的限度や時間的限度を「及——」で表わすもののほか、「及乏」のような程度を極限的にあらわす場合も「及——」と記す例を見る。その一方で、程度を極限的にあらわす「マデ(ニ)」を、時間空間の限度を示す「マデ(ニ)」と区別して音仮名で記した例を混じえるようになる。「霏霰麻天余」「垢付麻豆余」というぐあいに。

そして、こうした意味による書き分けは、人麻呂作歌に継承される。「及万代」<sup>よろづよまで</sup>「及常世」<sup>とこよまで</sup>と「聲登聞麻侶」<sup>こゑとぎくまで</sup>「協流麻侶余」<sup>ぎやくりゅうまで</sup>という対照は実に鮮やかで、人麻呂歌集と人麻呂作歌との連続性をいっそう確認させるだろう。

前後したが、「略体歌」のように「マデ(ニ)」をすべて漢文式に「及——」と反転表記する例は同じ巻の出典不明歌には見られない。それどころか、時間的・空間的限度を「及——」と記した例も、巻十一・十二・十三など人麻呂歌集の「及——」の例の集中する巻々には、歌集以外の部分に見出されない。もちろん書き分けもない。ごくまれに「及」字を用いた例があっても「緒余成及」<sup>をになままで</sup>のように日本語の語順に従って「——及」と書かれていて、漢文式に反転することがない。「及」字の用法の和化、仮名化の進んだ例と言えるだろう。それと軌を一にするように「何時左右」<sup>いつまで</sup>のごとく訓仮名「左右」を利用した例もみせるのが出典不明歌であり、それに比べると人麻呂歌集および人麻呂作歌の「及——」は、きわ立って漢文的に見える。

右のような例は人麻呂歌集と人麻呂作歌に決して少なくない。それらによって連続性はいっそう確かなものとして認められるはずである。

次に問題となるのは、「略体歌」と「非略体歌」とを同一の歌集内に収録している事実の意味を、どのように解するかという点である。

ろう。二十余年前に、わたしはそれを文字史における人麻呂の先駆的な役割りとして解こうとした。

和文の歴史そのものが当時まだ見通しの付けられていない問題であっただけに、人麻呂歌集の研究は二重ないし三重の難題を背負った形になったけれども、当初想定した方向に誤りはなかったのではなからうかと思う。

人麻呂歌集と作歌とを表記上連続的なものであるとみると、七夕歌の制作が庚辰年(天武九年)かそれ以後、人麻呂作歌は持統三年(六八八)かそれ以後であるということなどを勘案すると、さしあたり次の二点が重要な想定として浮かんで来よう。

一つは歌集と作歌の筆録者について。柿本人麻呂の名を等しく冠した作品として、当然予想されたこともあるが、人麻呂自身の筆録したかたちをほぼそのままに伝えているために、右に述べたような連続性を帯びたのであろうということ。

それと、もう一つ。略体歌・非略体歌・人麻呂作歌という三つの歌群は、基本的にはこの順序に従って作られ記録されたものではないかという、かつて『万葉表記論』の中で、「将」字の用法の吟味などから導いたような推論が想起されるだろう。「将」字の仮名化への道を辿ることが、略体歌・非略体歌・人麻呂作歌の三群の連続性と不可逆性を推測させると言って良い。つまり、この順序に人麻呂は書き継いだということになる。二十年前に発表したころとは違



って、こうした考え方はかなり広く支持されるようになってきたよう  
うで、最近刊行された白藤礼幸氏の『奈良時代の国語』（国語学叢書  
2、東京堂出版）にも、和文の表記史と歌集表記の位置づけについて  
関連した記述を見る。

天武期から持統朝にかけて、和文表記に新しい展開のあったこと  
は、『万葉集』以外の資料、すなわち山ノ上碑文や森ノ内木簡、そ  
れに藤原宮址出土木簡などからも推定しうるが、そうした古体の表  
記から、もっと付属語を細密に記す新体の表記への歩みを、『万葉  
集』の人麻呂歌集と人麻呂作歌に見ることができよう。この問題につ  
いて人麻呂自身の関与の深さを示すものでもあろう。なお、「略体  
歌」「非略体歌」、あるいは「略体表記」「非略体表記」という呼称  
は誤解を招きやすいと思う。もし改めるとすれば「古体歌」「新体  
歌」と呼ぶほうがふさわしいことも諒解されたのではなかろうか。

### 三 『古事記』の編述および『新字』など

東京大学教養学部のことだったと思うが、正確にはどこか、判  
然としない。

「テニヲハを音仮名で書き加える方法の発見が、固有名詞の仮名  
書きにくらべて遥かに遅れているのは、何故でしょうか」  
と学生に質問されたことがある。また別の場所で、

「助詞や助動詞を音仮名で書き加えることは、それほど難しいこ  
とでしょうか。」

と尋ねられたこともある。いずれも率直な疑問であると思われる。  
しかし、古体表記から新体表記への道は、想像以上に遠く、峻し  
かったようである。漢文を読み、あるいは漢詩をつくり、さらに古  
体の和文を読み書く作業の積み重ねの中から身につけた言語への  
反省が、新体の創造や工夫に必要不可欠だったことは、誰も否定し  
えないと思う。日本語と中国語のシンタクスの相違、膠着語として  
の日本語に特有の助詞・助動詞に相当する漢字を探す難しさなど、  
現代では常識に類することがおそらく未知だったはずである。それ  
らの確認に費された時間も短かくはなかっただろう。

一見したところ、表意性を振り捨てた音仮名を付属語の表記に利  
用し、表意的な漢字の本来の用法に混じえ書く方法は、漢文の中に  
固有名詞の音仮名表記を混入させた稲荷山鉄剣銘文など、古来の方  
法に近いように感じられるのかもしれない。しかし、後者は魏志倭  
人伝などの漢文脈にも古くから見える方法であるのに対し、前者は  
和文表記に固有のもので、決して同一には論じられないのである。

固有名詞の仮名書きを簡単に真似することはできても、そこから付  
属語の仮名書きは直接生み出されては来ない。前に触れた「及」字  
の用法などのように、人麻呂歌集の文字用法を詳細に検討すればわ  
かることだが、漢文の表記様式を流用して日本語をあらわすように



なった時に、どの言葉が文字化され、どの語が文字化されないと意識されたのか、ともすれば字訓を固定し、その訓と文字との一対一の対応を考えてしまうのが、わたしたちの傾向であろうが、そこにすでに、それが認められるようだ。漢字とことばとの一対一の対応や字訓の固定が意識されるまでに要した時間も、想像以上に長かったものと思われる。

宣命書き（宣命小書体）を大化改新以前から存在した表記法と考えることは、何時誰が始めたことか知らないが、根拠のない当推量に過ぎない。そうした仮想に基づいて、『日本書紀』に伝える大化改新詔が漢文であるのを、後代の人の書き改めとする説もかなり広められていたように聞く。しかし、それらは後の宣命の、前段階に相当するもので、漢文の形であるのは、そのころの書式を伝えていると考える方が正しいようだ。郡評論争などで話題となった書き改めが部分的に認められるにしても、もともと宣命体で書かれていたものを、漢文体に書き直したと考えるべき理由はどこにもない。そのような詔の在りようをも含め、緻密な和文表記の成立を、大化前代すなわち七世紀前半や六世紀のころから想定することは甚だ難しいのである。

それは、『古事記』序文と照らし合わせてみても、明らかなことではないだろうか。前節までに引用した資料は、ほとんどが七世紀後半のものであるが、その後間もなく編述された『古事記』の序文

に、太安万侶は和文表記の苦心を実到的確に述べている。

すでに訓に因りて述べたるは、詞心に逮ばず。全く音を以ちて連ねたるは、事の趣更に長し。是を以ちて、今或は一句の中に音訓を交へ用ゐ、或は一事の内に全く訓を以ちて録す。

「訓に因りて述べたる」とは、字訓すなわち真字<sup>まな</sup>だけを用いて記した場合を指すのであろう。そうした方法では「詞心に逮ばず」、つまり文字にあらわしたものと古語の意味とが一致せず、十分に意味を伝えることができないと、安万侶は言っている。

反対に「全く音を以ちて連ねたる」、つまり字音を用いてすべてを仮名書きした場合には、字数が多く、冗長な文となる。そこで音と訓とを混じえて或る部分は記し、一方、すべてを訓によって記した場合もあるというのである。

ここに語られているのは、漢字という外来の文字によって日本語を表記するさいの困難そのものであろう。こうした散文表記上の悩みを安万侶が語っているという事実は、そのころまでに、散文の緻密な表記法がまだ獲得されていなかったことを示すはずである。

西宮一民氏も記しているとおり、『古事記』の本文の大部分は、漢文体の倒読法を極度に利用することを含めた「表語文字」（これが「訓」なのである）の羅列文である。

よろづのもののわざわひとことにおこりき  
万物之妖 悉 発

といった例が、序文の「一事の内に全く訓を以て録す」に相当する。そして「一句の中に音訓を交へ用ゐ」た部分は、存外に少い。

なお『古事記』序文については偽作説なども出されたことがあるが、西宮一民氏の反論されたように、序文と本文とは密着したものであって、後世の偽作などではありえないと思われる。本稿に関連することだけに限っても、序文中に、和文の表記に関する悩みをこれほどの確に、八世紀の初頭の表記史的状况にふさわしく記すことが後代の偽作者に可能であったとは考えられないだろう。

固有名表記を別にすれば、森ノ内第2号木簡の和文も山ノ上碑文も「訓を以て録し」た散文である点、『古事記』本文の文体に共通する性格を持っている。つまり、こうした表語文字の羅列式の和文が、『古事記』以前に大宮人たちの間に流通していたのである。畿内やその付近ばかりでなく、東国にも広まっていた。そこに、付属語の表音的表記を加える工夫が加えられたものと思われる。藤原宮址宣命木簡や人麻呂歌集に見られる助詞の音仮名表記は、その試みの一端を示している。

『古事記』序文の記述は、このような状況に見合ったものであって、後代の人に書けるとは思われない。偽作説は退けうるとして、安万侶を軸に考えると、精細な和文表記の経験が、安万侶以前に半世紀もしくはそれ以上にわたって積まれていたとするならば、ありえぬ嘆きであろうし、逆に、新体の表記の試みの全く行われない段

階にあったとしても、ふさわしくない記述と思われる。

天武朝に新たな表記法を生み出す機運の高まったことは、そのころの文化的事業の活発化に対応しているだろう。天武四年二月の歌人貢上をはじめ、同十年二月の浄御原令編纂開始、同年三月帝紀および上古の諸事記定の詔につづいて、翌十一年には孝徳朝の遣唐留学生坂合部石積等に『新字』四四卷作成の命も出されている。

この『新字』の内容については、漢字全般の注釈書と見る説や、字形・字体中心の文字集的字書と見る説などあるが、小島憲之氏の説かれたように<sup>14)</sup>字形・字体の整理および字義・字訓などの解説を兼ねた書物であったと考えて良いのだろう。いずれにしても四十四卷は、かなりの大冊で、わが国における最初の大字書と言える。こうした字書の編纂や史書の記定などは和文の表記技術の向上に直接かわりを持つものである。『柿本朝臣人麻呂歌集』という、『万葉集』以前に編まれた最古の歌集も天武朝における右のような機運の中で生まれたものであった。

『万葉集』巻一の原形の編纂を天武朝と考えるのは、伊藤博氏の説であるが、それをほぼ妥当とするならば、『万葉集』の編纂・成立ということも、和文表記の技術的向上と深い関連を持つものとして理解されるはずである。舒明朝の歌も斉明朝の歌もほぼ等しい緻密さをもって、それもほとんど同じ音仮名を利用しつつ記されているという事実も、編纂の時点における記定とすれば、当然のことと

なろう。編纂時の表記の水準を、初期万葉歌の記録に利用してあまり抵抗がなかったのは、それらの歌がもともと文字化されていなかったからではないかと思われる。口誦の歌として音楽とともに歌いつがれていた作品を、巻一の編纂者が書きとめたために、それらは人麻呂歌より綿密な表記となりえたし、また、文字の用法に和化や仮名化の度合いの進んだものが見られるのであろう。初期万葉歌に、時間・空間の限度を表す「及<sup>まで</sup>」ではなく、「<sup>まで</sup>」万代余<sup>まで</sup>とか「<sup>まで</sup>」万代<sup>まで</sup>を見るのも、「宇都<sup>うつ</sup>曾<sup>そ</sup>見<sup>み</sup>」ではなく「虚<sup>うつ</sup>蟬<sup>ま</sup>」「空蟬<sup>うつま</sup>」という新しい語形の、しかも後代の宛て字と思われる表記を見るのも、そのためではないかと考えられる。

『万葉集』の成立については、さらに今後の論議に俟たなければならぬ点が多いが、作者名・制作年月・歌数の記載様式などから巻一の前半（藤原宮御井歌まで）を原巻一とすることには異論はあるまいと思われるし、藤原宮遷都からほど遠からぬころの成立と見ることに異議は挟まれないであらう。そのような『万葉集』の原形の成立をうながす一つの契機に、綿密な記載法の開発や創造ということがあったと思われる。森ノ内の第2号木簡はそうした天武・持統朝の文化の問題にも示唆を与える貴重な資料である。

# 注

(1) 同報告書の木簡の項は山尾幸久氏の執筆であるが、釈読は奈良国立文学財研究所による由である。

(2) 見取図によると「不」の下半分が欠け、片仮名の「ス」の下に点をうつたように見える。

(3) 『藤原宮跡出土木簡概報』

(4) 『木簡研究』第三号による。

(5) 『柿本人麿』評釈篇の「書体」の項参照（斎藤茂吉全集第十七巻）。

(6) 『人麻呂歌集と人麻呂伝』

(7) 『万葉宮廷歌人の研究』

(8) 『人麿の歌集とその成立』

(9) 『万葉表記論』第一篇上

(10) 白藤礼幸『奈良時代の国語』三〇頁に「略体歌から非略体歌へ移ると見るか、非略体歌の方をより古い姿と見るかの、二つの立場があるが、先の金石文からの流れを見れば、非略体歌の方がより新しい姿、国語表現の方法としてより進んだものと捉える方が自然であらう。先の藤原京木簡と併せても、この頃を万葉仮名を用いて国語を表現するという方法が確立し普及した時期とみなすことができるのではないだろうか。」と記す。

(11) その点について、稲岡「人麻呂歌集の訓みの基底(一)」（『万葉集研究』第十六集）に記したので、参照を乞う。

(12) 小谷博泰『木簡と宣命の国語学的研究』参照

(13) 西宮一民『上代日本の文章と表記』第一章参照

(14) 『万葉以前』所収「文字の揺れ」参照

(15) 『万葉集の構造と成立』上